

声 明

1 本日、東京地方裁判所第 19 民事部（裁判長小野瀬昭，裁判官塩原学，同亀井直子）は、学校法人明泉学園（以下「学園」）に対し、原告 3 名がフェリシア高校の教員として定年後の再雇用の労働契約上の権利を有する地位にあることを確認したうえ、原告らに月例賃金の支払いと慰謝料の支払いを命じる、原告勝訴の判決を下した。

原告らは、フェリシア高校教職員組合（以下「組合」）の組合員である。原告らは、2020（令和 2）年に、学園に対し、継続雇用希望申出書を提出したが、これを拒否され同年の満 60 歳の誕生日をもって雇用を打ち切られたことからこれを争い、本件において雇用関係存在確認等を求めてきた。

2 判決は、以下の理由で、原告らの請求を認めた。

第 1 に、判決は就業規則を変更して満 60 歳の誕生日定年にしたことは合理性のない不利益変更であり、無効であると判示した。

第 2 に、判決は、学園が主張する多数の再雇用拒否事由についていずれも客観的合理的な理由があるとは認められないと判示した。

第 3 に、判決は、定年後再雇用契約について、学園が就業規則を変更して非常勤としたこと、賃金を不当に低額にしたことには合理性がないとして、常勤としての契約が成立すると判示し、労働契約上の地位を認めた。

第 4 に、判決は、被告の原告らに対する再雇用拒否は、組合員である原告らを嫌悪し原告らの継続雇用を拒否して本件学校から排除し、原告らや本件組合の影響力の弱体化をさせるために原告らの継続雇用を拒否したと推認し、これは学園の故意によるものと認められ、原告らの人格的利益を侵害する不法行為であると判示して、慰謝料を認めた。

第 5 に、判決は、継続雇用教員に対し精動手当を支給しないという待遇の差別については、パート有期法 8 条の「不合理と認められる相違」に該当すると判示し、損害賠償を認めた。

3 私たちは、学園が本判決を真摯に受け止め、控訴せず原告らを直ちに職場に復帰させることをもとめる。そもそも 2022 年 11 月 28 日に、組合と学園が中央労働委員会において合意した「和解協定書」において、学園は不当労働行為を繰り返さないことを誓約しており、判決が原告らの再雇用拒否についても不当労働行為を認定したことを踏まえて直ちに原告らの職場復帰に向けた誠実な団体交渉をすることを求める。

2024 年 3 月 27 日

フェリシア高校教職員組合 原告団
フェリシア高校教職員組合 弁護団
鶴川闘争支援共闘会議

東京私立学校教職員組合連合
全国私立学校教職員組合連合